

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和8年10月6日

支出負担行為担当官

鳥取地方法務局長 長 尾 裕 二

1 見積依頼に付する事項

- (1) 件 名 鳥取第二地方合同庁舎旧第三者委員会委員室改修作業一式
- (2) 履 行 場 所 仕様書のとおり
- (3) 業 務 内 容 仕様書のとおり
- (4) 履 行 期 限 令和9年1月29日（金）まで
- (5) 契約予定日 令和8年11月4日（水）

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和07・08・09年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）中国地域の「物品の販売」の「事務用品類」又は「家具・什器類」のいずれか、かつ、「役務の提供等」の「その他」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた者であること。

- (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事

務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為をする者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為をする者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をする者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為をする者

コ その他前各号に準ずる行為をする者

(4) 当該見積依頼に係る仕様書等の交付を受けた者であること。

3 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システム(<https://www.geps.go.jp/>)又は紙の見積書により見積り合わせを行うので、各方式の手続(電子調達システム利用者は、上記ポータル内の「電子調達システム利用規約」、「電子調達システムの操作マニュアル」等に定める手続)に従い、見積書を提出すること。

4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-0011

鳥取市東町二丁目302番地 鳥取第二地方合同庁舎3階

鳥取地方法務局会計課用度係(担当 安達)

電 話 ０８５７－２２－２１６７（直通）

FAX ０８５７－２２－２３４１

メールアドレス kaikei_tottori_moj_bal@moj.go.jp

5 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

上記４の場所及び電子調達システムにおいて交付する。

なお、仕様書等の郵送又はメールによる配布を希望する場合は、上記４の連絡先に依頼すること。

(2) 配布期間

公示の日から令和８年１０月２１日（水）までの行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く、毎日午前９時００分から午後５時００分まで。

6 事前提出書類の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を各１部提出すること。

ア 「資格決定通知書（全省庁統一資格）」の写し

イ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する「誓約書（役員等名簿添付）（別添１）」

ウ 納入する間仕切り壁及び扉について、本件仕様に定める性能及び機能を有することを証する書類（別添２）

なお、審査の結果、本件仕様に適合すると認められない場合は、令和８年１０月３０日（金）午後５時００分までに、その旨を通知する。審査結果について異議を申し立てることはできないものとし、提出された書類等は返却しない。

(2) 提出場所

上記４の場所

(3) 提出期限

令和８年１０月２６日（月）午後５時００分まで（必着）

(4) 提出方法

持参、郵送又はメールにより行うものとする。

なお、郵送により書類を提出する場合は、追跡可能な方法（例：書留郵便）を利用し、提出期限までに必着するよう送付すること。

また、メールで提出する場合は、電話にて受信確認を行うこと。

（※電子調達システムによる見積り合わせを行う場合には、事前提出書類を同システムにより提出することができないので、十分留意すること。ただし、見積書については、同システムにより提出することができる。）

7 見積書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

上記4の場所又は電子調達システム

(2) 提出期限

令和8年11月2日（月）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出方法

所定の様式（別添3）を用いて見積書を作成した上で、持参、郵送又は電子調達システムにより提出すること。

また、電子調達システムで提出する場合、金額の入力と併せて、所定の様式の見積書を添付しなければならない。

(4) 代理人により見積書を提出する場合

ア 紙により見積書を提出する場合

見積書提出期限までに、委任状（別添4）を上記4の場所に提出すること。

イ 電子調達システムにより見積書を提出する場合

見積書の提出に併せて、委任状（別添4）を添付すること。

8 見積り合わせの日時

令和8年11月4日（水）午前10時00分

9 見積書の記載金額

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

10 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

ただし、契約予定金額となるべき同価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、「電子くじ」により契約相手方を決定するので、紙の見積書にあつては、見積書に任意の正数3桁を必ず記載すること。

なお、参加者が電子くじ番号を記入できないときは、契約事務に関係のない当局職員が電子くじ番号を記入の上、電子くじにより契約相手方を決定するものとする。

11 契約担当官等

支出負担行為担当官 鳥取地方法務局長 長尾裕二

12 仕様書に関する質問及び現地調査について

(1) 質問書提出期限

令和8年10月21日（水）午後5時00分まで

(2) 照会先及び照会方法

上記4の問合せ先に質問書（別添5）を持参、郵送又はメールにより提出すること。

なお、メールで提出する場合は、電話にて受信確認を行うこと。

(3) 回答

令和8年10月23日（金）午後5時00分までに適宜の方法で回答する。

(4) 現地調査について

見積書を提出しようとする者は、原則として事前に現地調査を行うこと。ただし、仕様書、図面その他の資料により履行条件を十分に確認できる場合は、この限りでない。なお、現地調査を行わずに見積書を提出した場合、現地調査により通常確認することができる事項については、これを確認したものとみなし、契約締結後、当該事項を理由とする契約金額又は履行期限の変更は認めない。

現地調査の日程については、令和8年10月7日（水）から同月20日（火）の間で調整するので、上記4の担当者まで電話にて連絡すること。

13 その他

- (1) 都合により見積り合わせを延期し、又はこれを取りやめることがある。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 参加者に要求される事項 この見積り合わせに参加を希望する者は、上記 6 (1)に掲げる書類を指定期日までに提出しなければならない。また、見積り合わせの前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 見積りの無効 本公示に示した参加資格のない者の提出した見積書及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 詳細は、鳥取地方法務局オープンカウンター方式による見積り合わせ実施要領、仕様書及び契約書（案）による。

【電子調達システムの利用について】

鳥取地方法務局では、電子調達システムを利用した調達手続を実施しているところですが、システムに不具合等が生じた際には、見積書等を紙により提出することをお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、電子調達システムによる調達案件に参加するためには、事前に利用者情報登録を行う必要がありますので、電子調達システムにアクセスの上、利用者申請メニューから利用者情報登録を行ってください。

※ 調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク（ナビダイヤル）

電 話：0 5 7 0－0 0 0－6 8 3

ナビダイヤルが使用できない場合 0 3－4 3 3 2－7 8 0 3（I P電話等）

※ 平日午前9時00分から午後5時30分まで。ただし、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。

F A X：0 1 7－7 3 1－3 3 5 2

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

以 上